

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第18号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総務部の部お客さまサービス推進室の項係長の職名の欄中「、システム開発係長」を削り、同条第2項の表北営業所の項係の名称の欄中「、点検係」を削り、同項係長の職名の欄中「、点検係長」を削り、同条第6項を次のように改める。

6 次の表の右欄に掲げる事務を担当させるため、同表の左欄に掲げるプロジェクトチームを編成する。

経営計画策定プロジェクトチーム	次期経営計画の策定に係る調査，研究及び原案の企画に関する事務
給水区域再編プロジェクトチーム	山ノ内浄水場の廃止及び給水区域再編計画に関する事務

同条第7項第19号を次のように改める。

(19) 水道管路建設事務所 京都市伏見区桃山町丹下13番地2

第2条中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 水道部管理課に給水区域再編担当課長を置くことがある。

第3条第5項中「、事務分掌の定めのある係の係長及び管路管理センター支所長」を「及び下水道管路管理センター支所長」に改める。

第3条第6項中「京北分室担当課長」の右に「、給水区域再編担当課長」を加え、「、所長補佐，係長，担当係長及び主任」を「及び所長補佐」に改める。

第3条第11項中「前10項」を「前11項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項から同条第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 係長，担当係長，主任及び職長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指導する。

第4条第2項中「管路管理センター支所長」を「下水道管路管理センター支所長」に改

め、同条第3項中「水道部長」を「次長」に改める。

第5条第3項中「、担当課長補佐、係長又は担当係長」を「又は担当課長補佐」に改め、「又は京北分室担当課長」を「、京北分室担当課長又は給水区域再編担当課長」に改める。

第5条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定により課長補佐又は担当課長補佐が課長又はお客さまサービス推進室長の職務を代理する場合において、職務を代理すべき課長補佐又は担当課長補佐に事故あるとき又はこれらの者が置かれていないときは、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条職員課の項第6号中「セクシャルハラスメント」を「ハラスメント」に改める。

第6条お客さまサービス推進室の項第4号に次のただし書を加える。

ただし、特環下水道事業（京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則（以下「地域水道等事務委任規則」という。）第1条第1項各号列記以外の部分に規定する特定環境保全公共下水道をいう。以下同じ。）に係るものについては、同規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。

第6条お客さまサービス推進室の項第8号から第11号までを次のように改める。

(8) 井戸汚水等の認定に関すること（北部地域特定環境保全公共下水道事業（以下「北部地域下水道事業」という。）に係るものを含む（水道事業の給水区域に係るもの及び地域水道事業の給水区域の井戸汚水等の初回認定情報の提供に係るものに限る。）。）。

(9) 使用水量と異なる汚水排出量の認定に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む（水道事業の給水区域に係るもの及び地域水道事業の給水区域の井戸汚水等の初回認定情報の提供に係るものに限る。）。）。

(10) 下水道使用料の長期滞納対策に関すること（特環下水道事業に係るものを含む（地域水道事業等事務委任規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。）。）。

(11) 地方自治法附則第6条第3項の規定に基づく下水道使用料の徴収に関すること（特環下水道事業に係るものを含む（地域水道事業等事務委任規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。）。）。

第7条地域事業課の項を次のように改める。

地域事業課

(1) 地域水道事業及び特環下水道事業の調査、計画及び実施に関すること。

ただし、特環下水道事業については、他の課、室又は事業所の所管に属するものを除

く。

- (2) 地域水道事業及び特環下水道事業に係る土地の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関する事。ただし、特環下水道事業については、他の課、室又は事業所の所管に属するものを除く。

第9条管理課の項を次のように改める。

管理課

- (1) 部の庶務に関する事。
- (2) 事故処理に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 部に属する諸企画及び事業の審査並びに進行管理（終末処理場を除く。次号において同じ。）に関する事。
- (5) 公共下水道施設の維持管理に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (6) 路面復旧工事の施行及び検査に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む（供用開始後に実施するものに限る。））。
- (7) 公共下水道の供用開始に関する事。
- (8) 下水道法による水洗便所への改造命令等に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (9) 排水設備及び水洗便所工事の指導に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (10) 水洗便所の普及の計画及び実施に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (11) 水洗便所築造工事資金の貸付けの承認、決定及び償還金（未納分に限る。）に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (12) 水洗便所設置奨励金に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (13) 私道内下水道整備に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む（供用開始後に実施するものに限る。））。
- (14) 指定下水道工事業者に関する事（特環下水道事業に係るものを含む。）。
- (15) 排水設備工事（管理者が施行するものに限る。第17号、第19号及び第20号において同じ。）の費用の調定及び徴収に関する事（北部地域下水道事業に係るものを

含む。)

- (16) 排水設備工事のしゅん工又は完了検査の費用の調定及び徴収に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)
- (17) 排水設備工事の費用の分割納入に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)
- (18) 排水設備工事の計画の確認及びしゅん工又は完了検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)
- (19) 排水設備工事の設計，施行及び監督に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)
- (20) 排水設備工事の費用の決定に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)
- (21) 接続ますの位置設定業務に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む（供用開始後に実施するものに限る。))。
- (22) 雨水貯留施設の設置助成に関すること（特環下水道事業に係るものを含む。)
- (23) 下水道管路管理センター，ポンプ施設事務所及び下水道建設事務所に関すること。
- (24) 部の危機管理の統括に関すること。
- (25) その他部内他の課の所管に属しないこと。

第9条施設課の項第1号を次のように改める。

- (1) 公共下水道施設（管きょ及びポンプ場を除く。）の維持管理に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)

第9条施設課の項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 下水道法による使用の開始，特定施設の設置等に係る届出及び報告の徴収並びに除害施設の設置等に係る届出に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)
- (5) 汚水の処理施設及び除害施設の設置等の調査及び指導に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。)

第10条営業所の部お客さまサービス係の項第3号に次のただし書を加える。

ただし，特環下水道事業に係るものについては，地域水道事業等事務委任規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。

第10条営業所の部お客さまサービス係の項第14号から第16号までを次のように改める。

- (14) 取付管新設工事及び排水設備工事の受付に関する事（京北地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (15) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関する事（京北地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (16) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の調定及び徴収に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

第10条営業所の部お客さまサービス係の項第20号に次のただし書を加える。

ただし、特環下水道事業に係るものについては、地域水道事業等事務委任規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。

第10条営業所の部点検係の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、特環下水道事業に係るものについては、地域水道事業等事務委任規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。

第10条営業所の部料金係の項第1号及び第6号に次のただし書を加える。

ただし、特環下水道事業に係るものについては、地域水道事業等事務委任規則に定めるところにより上下水道局長が受任するものに限る。

第10条浄水場の部第1号中「取水池」を「配水池」に改める。

第10条洛西配水場の部施設係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条下水道管路管理センターの部事務係の項を次のように改める。

事務係

- (1) 取付管、公共ます及び宅地内排水ポンプ施設（以下本部及び下水道管路管理センター支所の部において「取付管等」という。）新設工事（下水道建設事務所所管の工事を除く。第4号並びに管理係の項第3号及び第4号において同じ。1件1,000,000円以下のものに限る。）の請負契約に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (2) 1件1,000,000円以下の取付管等維持工事、雨水ます工事及び小規模工事（京都市水路等管理条例に規定する水路等（市長から受任したものに限る。以下本項、管理係の項及び下水道管路管理センター支所の部において「水路等」という。）の修繕工事を含む。）の請負契約に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (3) 取付管等及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(4) 取付管等新設工事の費用の調定及び徴収に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

第10条下水道管路管理センターの部管理系の項を次のように改める。

管理係

(1) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下技術系の項及び下水道管路管理センター支所の部において同じ。）の維持管理に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(2) 取付管等及び排水設備の清掃に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(3) 取付管等新設工事の設計，施行及び監督に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(4) 取付管等新設工事の費用の決定に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(5) 取付管等新設工事の検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(6) 取付管等維持工事，雨水ます工事及び小規模工事の設計，施行，監督及び検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(7) 水路等の維持管理に関すること。

(8) 排水設備の改善指導に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

第10条下水道管路管理センターの部技術系の項を次のように改める。

技術係

(1) 排水設備の技術指導に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(2) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計，施行，監督及び検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(3) 公共下水道施設の建設改良工事（下水道建設事務所所管に属するものを除く。）の設計，施行，監督及び検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(4) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該許可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(5) 私道内下水道の整備に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む（供用開始後に実施するものに限る。）。）。

(6) 水路等の改良工事に伴う設計，施行，監督及び検査に関すること。

第10条ポンプ施設事務所の部第1号を次のように改める。

(1) 揚排水関連設備及び遠隔監視設備の維持管理に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

第10条下水道管路管理センター支所の部を次のように改める。

下水道管路管理センター支所

(1) 公共下水道施設の維持管理に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(2) 取付管等及び排水設備の清掃に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(3) 取付管等新設工事の設計，施行及び監督に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(4) 取付管等新設工事の費用の決定に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(5) 取付管等新設工事の検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(6) 取付管等維持工事，雨水ます工事及び小規模工事の設計，施行，監督及び検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

(7) 水路等の維持管理に関すること。

(8) 排水設備の改善指導に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

附 則

(施行期日)

1 この規程は，平成23年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「、京北分室担当課長」の右に「、給水区域再編担当課長」を加える。

(上下水道局総務部職員課)